

平成 26 年度富山県立氷見高等学校いじめ防止基本方針

I いじめに関する基本的な考え

いじめは、いじめを受けた生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすだけでなく、その生徒の生命や心身又は財産に重大な危険及び被害を生じさせる恐れがある。

平成 25 年度、いじめが社会的にも大きな問題となり、その対応が緊急の課題となる中、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、「いじめ防止対策推進法」が平成 25 年 6 月 28 日に交付され、平成 25 年 9 月 28 日に施行された。

【いじめの定義】

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等の心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策推進法 第 2 条より

【いじめの問題に関する基本的認識】

- (1) 「弱いものをいじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識を持つこと。
- (2) いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行うこと。
- (3) いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを有していること。
- (4) いじめの問題は、教師の児童生徒や指導の在り方が問われる問題である。
- (5) 家庭・学校・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り込むことが必要であること。

いじめの問題に関する総合的な取組みについて(平成 8 年 7 月 児童生徒の問題行動等に関する調査研究会議(報告))より

II 本校の現状と課題

1 現状

- ・ 1 学年 7 クラス、5 学科を有する県内最大規模の総合制高校である。
- ・ 学力や学習意欲、進路意識などの面で多様化が進んでおり、中には人間関係がうまく構築できない実態もある。

2 課題

- ・ 集団に溶け込めず、孤立しがちな生徒も少なからず見られる。
- ・ グループ内の人間関係が希薄で、些細なことからトラブルが生じることもある。

このような現状と課題を踏まえつつ、生徒が安心して学校生活を送り、充実した教育活動に取り組めるよう、いじめの問題に対応できるための体制を定め、いじめ未然防止、早期発見を図り、いじめを認知した場合は迅速かつ適切に対処できるよう、以下のように取り組む。

Ⅲ いじめへの対応

1 いじめの問題に取り組むための組織

いじめの未然防止、早期発見等のために「いじめ対策委員会」を設置する。

○構成員

・校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、各学年主任、養護教諭 等

※必要に応じて、心の専門家（スクールカウンセラー等）を追加

○役 割

・いじめ防止等の取組み内容の検討、基本方針・年間計画作成・実行・検証・修正

・生徒や保護者・地域に対する情報発信、教職員の共通理解と意識啓蒙

・いじめに関する相談・通報への対応、報告

・本校いじめ防止基本方針の見直し

※重大な事案については、教育委員会に報告し、連携して対応する。

2 未然防止

いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

○具体的な対応策

①生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心のコミュニケーション能力を養うため、全ての教育活動を通じた道徳養育及び体験活動等の充実を図る。

②生徒が自主的に行う、いじめ防止に資する活動に対して支援する。

③交流活動や行事、ボランティア活動等を通して、保護者や地域その他の関係者との連携を深め、地域で生徒を見守る体制づくりに努める。

④いじめは決して許さないという共通理解に立ち、全教職員がいじめの態様や特質等について校内研修や職員会議を通じて共通理解を図り、組織的に対応する。

⑤生徒の少しの変化も見逃さず、見守っていくために、校務の効率化をはかり、生徒と関わる時間を多くとるよう努める。

3 早期発見

些細な兆候であっても見逃さず、早い段階からの確にかかわりを持ち生徒指導にあたる。

○具体的な対応策

①いじめを早期に発見するため、定期的な調査を実施する。

・年3回被害調査(アンケート)を行う。

・学級担任による個人面接を通じて、聞き取り調査を必要に応じて行う。

②学級日誌、生徒との雑談や普段の授業から情報を収集し、教職員間でその共有に努める。

③生徒や保護者がいじめに係る相談ができるよう、スクールカウンセラーの活用やいじめ相談窓口を設置する

4 早期対応

いじめが確認された場合、いじめを受けた生徒の迅速な安全確保、関係生徒に対する事実確認ならびに適切な指導、組織的な対応で早期解消に取り組む。事案によっては、家庭や教育委員会、関係機関と連携する。

○具体的な対応策

- ①聞き取り調査による詳細な事実確認と正確な状況把握（正確かつ迅速に）を行い、いじめの原因や背景を把握する。
- ②教職員の緊密な情報交換や共通理解や指導方針の明確化を図る。（指導経過を時系列でまとめて記録する。）
- ③教育委員会に連絡する。（必要に応じ児童相談所や警察署等）
- ④被害生徒、加害生徒の保護者へ学校で把握した事実や対応策等について報告する。
- ⑤ネットいじめについては、サイト管理者へ削除要請をするとともに、生徒の生命、身体等に重大な損害が生じる危険性がある場合は警察と連携して対応する。

5 再発防止

同じ生徒が被害者となるいじめが再発、さらには、いじめの加害者と被害者が入れ替わったり、いじめの対象が変わったりしていじめが継続することを防ぐ。

○具体的な対応策

- ①教職員がそれぞれの指導場面においていじめの問題に関する指導の機会を設け、積極的に指導する。
- ②お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする指導等の充実に努める。
- ③ホームルーム活動や生徒会活動等において、いじめの問題を取り上げる。
いじめが解決したと思われる場合でも、継続した指導を行う。
- ④生徒の変化を定期的に確認・検証し、必要に応じて支援を継続する。

6 地域や家庭との連携

生徒の健やかな成長を促すため、PTAや地域と共に、いじめの問題について協議する機会を設けるなど、家庭・地域との連携した取組みを推進する。

○具体的な対応策

- ①家庭訪問や学年たより等を通じて、家庭との連携・協力を図る。
- ②PTAや学校評議委員会等、地域関係団体と共に、いじめの問題について協議する機会を設けいじめ根絶に向けて地域ぐるみの対策を進める。
- ③ネットの危険性について理解を深め、情報機器やネットの利用における約束やルールづくりについての啓蒙活動を行う。